

障害者特別委員会

次 第

平成21年 2月 5日 (木)
党本部901号室・16:30～

○開 会

坂 本 由紀子 障害者特別委員会事務局長

○挨拶

衛 藤 晟 一 障害者特別委員長

○議 事

「障害者基本法の改正に関するヒアリング」

- ・全国肢体不自由児・者父母の会連合会
- ・全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・全国精神保健福祉会連合会
- ・日本発達障害ネットワーク
- ・日本脳外傷友の会
- ・全国社会就労センター協議会
- ・日本障害フォーラム

— 質疑応答 —

○閉 会

平成 21 年 2 月 5 日

自由民主党・障害者特別委員会
衛藤 晟一委員長殿

日本発達障害ネットワーク
代表 田中 康雄

障害関連法の見直しに向けた要望書

日ごろより、発達障害を含む障害児者の支援の拡充に向けて多大なるご尽力をいただき深く感謝申し上げます。この度は、日本発達障害ネットワークに意見を述べさせていただく機会を与えてくださいましたことを心より感謝申し上げます。

【障害者基本法】

1．発達障害を障害者基本法の中で明確に位置づけること

平成 17 年 4 月に施行された発達障害者支援法により、発達障害に対する支援は国の責務としてうたわれており、障害者基本法にも明文化して位置づけることが必要

平成 16 年 5 月 27 日、参議院内閣委員会附帯決議

てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であって、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

2．障害者基本法の検討に発達障害団体の代表を委員に入れることを要望します

内閣府の「中央障害者施策推進協議会」に、発達障害団体の代表を委員として入れていただくよう要望します。ほぼ全障害種の団体が委員に入っており、発達障害については当事者(ニキリンコ氏)が 1 名入っているのみであり、団体からも必要。

3．障害者権利条約への批准に向け、差別禁止や合理的配慮を国内法に規定すること

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された障害者権利条約について、日本政府は平成 19 年 9 月に署名し、現在批准に向けて準備作業を進めています。障害者基本法や関連の法令に差別禁止や合理的配慮の考え方を導入していただくようお願いいたします。

【障害者自立支援法関係】

1．発達障害を障害者福祉サービスの対象として明文化し位置づけること

平成 17 年の発達障害者支援法の施行以降、発達障害に対する社会的認知が進み、発達障害のある人を対象とした支援体制整備が進められてきました。しかし、発達障害は、いまだ障害者福祉サービス体系のなかで明確に位置づけられていません。必要な支援が提供される根拠として、障害者福祉サービス体系を決める障害者自立支援法の法律の本文において、発達障害(自閉症、ADHD、学習障害等)をサービスの対象者として明記することを要望します。

なお、障害者自立支援法の見直し論議のなかで、下記のような提言がされております。

平成 19 年 12 月 7 日の与党プロジェクトチームによる報告書

障害者の範囲見直しとして、「発達障害をはじめとする「障害者の範囲」については、引き続き検討」

平成20年12月16日付、社会保障審議会 障害者部会 報告

発達障害及び高次脳機能障害について、障害者自立支援法上のサービスをより受けやすくするために、障害者自立支援法上の障害者に含まれることを何らかの形で明確化する必要がある。その際、特に発達障害については、発達障害者支援法が整備され、発達障害者の定義規定も置かれていることを踏まえ検討すべきである。

ぜひ、21年度国会における「障害者自立支援法」見直しの審議に際しましては、発達障害を明確に位置づけていただきますようお願いいたします。

【発達障害者支援法】

1. 発達障害者支援施策のさらなる拡充を要望します。

平成16年12月3日に議員立法により制定いただきました「発達障害者支援法」は、平成17年4月に施行され、以降3年の間に各種支援事業に積極的に取り組みいただき、発達障害に対する社会的理解も少しずつ改善しております。

同法は施行後3年を経て見直す旨、附則に謳われております。厚生労働省において昨年8月に検討会が開催され、報告書が出ておりますが、発達障害者支援法につきましては、法律の見直しよりも、むしろ発達障害支援施策のさらなる充実を図ることが優先と考えております。

(1) 支援体制の整備

発達障害者支援センターに専門家を配置し、専門的なアセスメントやモニタリングを行う地域の拠点として拡充していくこと

(2) 調査・研究

発達障害の調査研究の検討、発達障害の調査・研究にとって重要な共通の評価尺度の開発、発達障害に関するデータベースの構築など

(3) 人材の育成

発達障害者支援のための各分野共通のテキストやマニュアルを作成し、各々の分野が行う研修に利用、NPOや当事者団体への支援・活用、ペアレント・メンターの活用など

(4) 情報提供・普及啓発

発達障害情報センターの機能を強化を図り、必要な情報の収集、分析、発信が適切に行えるような体制の強化を図ることなど

(5) 特別支援教育のさらなる推進

通常の学級における支援体制の拡充、特別支援教育構想の実現、LD・ADHDの通級による指導の教員定数確保、後期中等教育・高等教育における支援体制整備など

【発達障害啓発週間について】

1. 4月2日の世界自閉症啓発デー(WAAD)、国内で展開する「発達障害啓発週間」を機に、発達障害に対する社会全体の理解啓発に取り組みいただきたいこと

毎年4月2日は、国連が制定した「世界自閉症啓発デー(WAAD)」です。WAADを契機として、自閉症をはじめとする発達障害に関する国民の理解を深めるため、「発達障害啓発週間」として、我が国においても、発達障害に関する広報や啓発活動に取り組んでくださるようお願いいたします。

以上